

京都市京北地域活性化企画本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年9月8日

京都市長 門川 大作

京都市規則第28号

京都市京北地域活性化企画本部規則の一部を改正する規則

京都市京北地域活性化企画本部規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市京北等北部山間振興本部規則

第1条中「京北地域（旧京北町の区域の編入の日前の同町の区域をいう。）の活性化」を「京北その他の北部山間の振興」に、「構想（以下「構想」という。）の策定に係る調査、研究及び企画」を「施策の企画及び実施（以下「施策の企画等」という。）」に、「京都市京北地域活性化企画本部」を「京都市京北等北部山間振興本部」に改める。

第2条中「京北地域活性化企画本部参与」を「京北等北部山間振興本部参与」に、「京北地域活性化企画本部長」を「京北等北部山間振興本部長」に、「京北地域活性化企画副本部長」を「京北等北部山間振興副本部長」に、「京北地域活性化企画本部員」を「京北等北部山間振興本部員」に改める。

第3条第2項中「構想の策定」を「施策の企画等」に改める。

第5条第1項中「，文化市民局地域自治推進室長」を削り、「同室地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」を「文化市民局地域自治推進室地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」に改める。

第6条中第22号を第28号とし、第21号を第27号とし、第20号を第26号とし、第19号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 北区役所地域力推進室まちづくり推進課長

第6条中第18号を第23号とし、第17号を第22号とし、第16号を第21号とし、第15号を第17号とし、同号の次に次の3号を加える。

(18) 北区役所地域力推進室長

(19) 左京区役所地域力推進室長

(20) 右京区役所地域力推進室長

第6条中第14号を第16号とし、第5号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 文化市民局地域自治推進室長

(6) 文化市民局文化芸術都市推進室長

附 則

この規則は、平成27年9月9日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)